

生徒心得

生徒は常に学校の教育方針と岐高生であることを自覚して研学に努め、心豊かな人格の一層の向上をめざすとともに、伝統に培われた校風を維持発展させるように心掛ける。

(通学に関すること)

必ず始業時刻までに登校をする。また、平日は原則として午後4時50分には下校をする。

(不要物の持ち込みに関すること)

学校生活に不必要な物(娯楽目的の書籍や物品等)や、必要以上の金銭その他の貴重品を持ち込まない。

(学校施設等の使用に関すること)

学校の施設等公共のものを使用するときは、担任や部活動顧問等の指導の下、丁寧に取り扱う。

(届出に関すること)

次の各号に掲げることについては、担任を通して生徒指導部に事前に届け出る。

- 一 自転車通学(自転車通学許可願)
- 二 異装(異装届)
- 三 下宿(下宿届、下宿者身元保証書)
- 四 アルバイト(アルバイト届)
- 五 掲示広告(許可印を受ける)

(交通安全に関すること)

交通法規(道路交通法、道路交通規則、道路交通法施行規則)を遵守し、交通安全に努める。

2 四ない運動「自動車や二輪車を運転しない・乗せてもらわない・免許をとらない・買わない」を遵守する。

(事故や被害の届出に関すること)

校内外を問わず事故や被害にあったときは、加害・被害にかかわらず速やかに生徒指導部に届け出る。

(特別指導に関すること)

学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者については、特別指導を行う。

服装規程

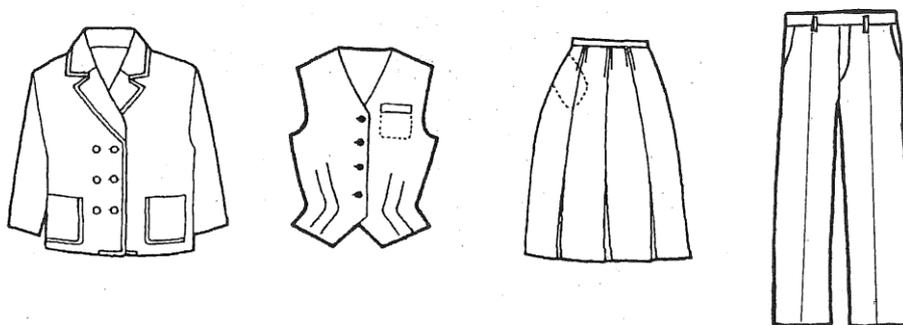
(服装)

学校教育活動における服装等は登下校も含め、原則として制服を着用するものとする。

(制服)

制服については、次の各号に規定したもから着用する。

- 一 詰襟標準型学生服（色は黒）、ただし夏季には白の開襟シャツ又はカッターシャツ。
- 二 別に規定するブレザーとスカートまたはスラックス、ただし夏季には白の開襟シャツ又はカッターシャツ。



(その他の規定)

制服以外の服装等については、次の各号のとおりとする。

- 一 靴は運動靴又はこれに類するものとする。
- 二 校章バッジは上衣の左襟につける。上衣を着ないときはシャツの左襟又は左の胸ポケットにつける。
- 三 頭髪は端正な髪型とする。

(身だしなみについての留意点)

- 1 制服は端正に着用すること。変形制服は認めない。
- 2 スカートの中心にかかる長さを基準とする。
- 3 ズボン着用時はベルトを着用すること。ベルトは黒・茶色系の華美でないものとする。
- 4 靴下は白色のものを着用する。ストッキング（ベージュ）、もしくはタイツ（黒）を着用してもよい。
- 5 制服の下に着用するセーター・カーディガンの色は黒又は紺とする。
- 6 コート、マフラー、レグウォーマーなどの防寒具は華美でないものを着用する。また校内では着用しないこと。
- 7 化粧、マニキュア、パーマ・染髪はしない。
- 8 ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾品はしない。